

清涼飲料水の製造基準

項目	分類	ミネラルウォーター類の原水、原料水		ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料、原料用果汁以外のものの原料水（水道水以外を使う場合）			
		殺菌又は除菌あり	殺菌又は除菌なし		殺菌又は除菌あり	殺菌又は除菌なし	
			CO2 98kPa 以上	CO2 98kPa 未満		CO2 98kPa 以上	CO2 98kPa 未満
<検査項目検索フロー> 番号		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
【個別基準】							
1	アンチモン				0.005	0.005	0.005
2	カドミウム				0.003	0.003	0.003
3	水銀				0.0005	0.0005	0.0005
4	セレン				0.01	0.01	0.01
5	銅				1	1	1
6	鉛				0.01	0.01	0.01
7	バリウム				1	1	1
8	ヒ素				0.01	0.01	0.01
9	マンガン				0.4	0.4	0.4
10	六価クロム				0.02	0.02	0.02
11	亜塩素酸				0.6		
12	塩素酸				0.6		
13	クロロ酢酸				0.02		
14	クロロホルム				0.06		
15	残留塩素				3		
16	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）				0.01	0.01	0.01
17	四塩化炭素				0.002		
18	1,4-ジオキサン				0.04		
19	ジクロロアセトニトリル				0.01		
20	1,2-ジクロロエタン				0.004		
21	ジクロロ酢酸				0.03		
22	ジクロロメタン				0.02		
23	シス-及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				0.04		
24	ジブromクロロメタン				0.1		
25	臭素酸				0.01		
26	亜硝酸性窒素				0.04	0.04	0.04
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				10	10	10
28	総トリハロメタン				0.1		
29	テトラクロロエチレン				0.01		
30	トリクロロエチレン				0.004		
31	トリクロロ酢酸				0.03		
32	トルエン				0.4		
33	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）				0.07		
34	フッ素				2	2	2
35	ブromジクロロメタン				0.03		
36	ブromホルム				0.09		
37	ベンゼン				0.01		
38	ホウ素				5	5	5
39	ホルムアルデヒド				0.08		
40	有機物等（全有機炭素）				3		
41	味				異常でない		
42	臭気				異常でない		
43	色度				5度		
44	濁度				2度		
45	腸球菌			陰性			陰性
46	緑膿菌			陰性			陰性
47	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌			陰性			陰性
48	大腸菌群	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
49	細菌数	100/mL	100/mL	5/mL	100/mL	100/mL	5/mL

* 単位記載のない数値の単位は、mg/L